

ハラール認証ビジネス拡大の現状と課題

——ハラール食品ビジネスを中心にして——

竹 下 修 子

ハラールとはイスラームで許容されているものや行為を意味し、ハラール食品とはムスリムが食べることを許されている食品を指す。原材料に豚由来のゼラチン・コラーゲンや、アルコール類が含まれておらず、牛・鶏・羊などの豚以外の肉であっても、イスラームの教えに則った屠殺方法で処理され、食品が豚肉と一緒に保管・輸送されていないものを指している。

マレーシアやインドネシアなどムスリムが多い多宗教の国々では、消費者の不安を和らげるため、販売されている食品などがハラールであるかどうかを第三者機関に認定してもらい「ハラール認証制度」が普及している。人口のほぼ100%がムスリムであるアラブ諸国は、他宗教の東南アジア諸国とは異なり、国内に流通している食品はすべてハラールである。そのため、ハラール食品を購入するさいに、ハラールマークで見分ける必要がないので、ハラール認証にあまり関心を示していなかった。ところが、最近では、サウジアラビアやUAEのドバイでもハラール認証が普及しはじめ、世界で200以上のハラール認証機関が存在すると言われている（佐久間 2014:22）。しかし、国や認定機関によってハラール規格や審査方法などがさまざまであり、統一されていないのが現状である。

近年、日本の企業にとって新たな市場として魅力を増している東南アジアのイスラーム諸国への食品輸出として、また東南アジアのイスラーム諸国からの観光客誘致として、ハラールのビジネスとしての側面が日本企業から注目されるようになってきた。ハラール認証を通して、商品のイスラーム化が進むのと同時に、イスラームの商品化と

も呼べる現象が生まれることにより、ハラールがその本来の宗教的文脈を離れ、「商品」として取引されるような状況がもたらされているという指摘もある（多和田 2012:76）。

本稿では、まず日本におけるハラール認証とその関連ビジネス拡大の現状と社会的背景を考察する。続いて、現在、ハラール認証とその関連ビジネスは関東地方に多く見られるが、関東地方に次いでムスリム人口が多い東海地方でのハラール認証ビジネス参入に向けての動きを検討する。日本におけるハラールビジネスは、開拓の途にある。今後の拡大に向けての課題も含めて考察する。

1. 日本におけるハラール食品ビジネスの展開

1980年代後半にアジア諸国からムスリムが大量に日本に流入し、1990年代に入ると日本人女性との国際結婚が増加した。当時はハラール食材が関東地方のムスリムが多い地域以外では入手しにくく、通信販売も充実していなかったため、外国人ムスリムや日本人妻たちはハラールの食材を探したり、必要に応じて原材料を企業に問い合わせるなどして対応していた。1998年に日本ではじめてハラールリストを作成したのは、名古屋モスクの代表（パキスタン人）の妻である日本人女性であり、多くの日本人妻は食品購入のさいに、このハラールリストを参考にしていた。

ところが、2000年代後半ごろから、ハラールがビジネスとして注目されるようになり、従来の日本の大企業に加え、中小企業にも注目されるようになった。イスラーム圏の市場を取り込もうと対応に追われる食品会社やホテルが増加しているのである。その背景として、以下の2点をあげる

ことができる。

第一に、日本の食品会社が、経済成長と人口増加が著しい東南アジアのイスラーム諸国への輸出に力を入れるようになったことである。有望な市場と目されるマレーシアでは人口の約60% (1714万人)、インドネシアでは人口の約88% (2億人) がムスリムである。

第二に、ムスリムが多いマレーシアやインドネシアからの観光客が増加していることである。その主な要因として、2013年7月に、日本に観光目的で入国するさいの査証免除および緩和による効果¹⁾、経済発展にともなう中間層の可処分所得の増加と海外旅行市場の拡大、観光庁の訪日旅行促進事業 (ビジット・ジャパン事業) による観光客誘致²⁾、LCCの新規就航や増便、円高の是正による旅行費用の割安感などがあげられる。2013年の年間訪日者数は、マレーシアからは17万6500人で前年比35.6%増、インドネシアからは13万6800人で前年比34.8%増であり (日本政府観光局 2014)、両国とも年間で過去最高の訪日者数を記録している。また、2020年の東京オリンピック開催決定や円安の進行により、今後さらなる増加が見込まれる。

しかし、日本を訪れるムスリム観光客にとって問題なのが食事である。ムスリム観光客誘致のためにはムスリムに配慮したインフラ整備とハラールの食事の提供が必要であるが、日本にはハラールの食事を提供するレストランやそれに関する情報が少ない。そこで、観光庁 (2013c) や日本政府観光局 (2013) はムスリム・ツーリズム・セミナーを開き、訪日旅行者を受け入れる環境整備や受入サービスの提供などに関心のある飲食・宿泊施設・旅行業者などを対象に、東南アジアのムスリム市場に特化したセミナーを開催している。注目されるムスリム市場の現状と、日本国内において先駆的にムスリム旅行者の受け入れに取り組んでいる事例などを紹介することで、各地域における受入環境の整備や、飲食・宿泊などの各種施設における関連サービスの充実を目指している。

2. ハラール認証の取得方法

ムスリム市場でビジネスを展開する場合、ハラール認証は商品の信頼性を保証するものとして重要である。しかし、それぞれの認証機関が独自のハラール規格や審査方法を用いており、統一した基準はない。日本の企業がハラール認証を受ける場合、その方法は、図1～図3が示すように3通りある。

(1) 海外で取得するハラール認証

図1「海外で取得するハラール認証」が示すように、ハラール認証の取得といえ、2000年代後半ごろまでは、日本の大手食品会社がマレーシアやインドネシアなど東南アジアのイスラーム国で現地生産を行うさいに、その国でハラール認証を取得するケースがほとんどであった。

海外のハラール認証機関として、世界でもっとも厳格だといわれているのは、マレーシアのJAKIM (Jabatan Kemajuan Islam Malaysia: マレーシア・イスラーム開発局ハラール産業開発公社) であり、政府主導で、首相府直属の機関がハラール認証制度を運用している。JAKIMは国際的認知度が高く、その認証は57か国で通用する (ハッサン 2013: 8)。ブルネイでも宗教省・イスラーム宗教委員会がハラール認証機関となりハラール認証を行っているが、他の国では宗教団体等が運用している。たとえば、インドネシアのMUI (Majelis Ulama Indonesia: インドネシア・イスラーム聖職者評議会) やシンガポールのMUIS (Majlis Ulama Islam Singapura: シンガポール・イスラーム聖職者評議会) などがそれぞれハラール認証を行っている。海外で生産して現地で販売する場合、その国のハラール認証を取得していれば、商品への信頼性が高くなるため、大企業がハラール認証を取得するというのが従来のパターンであった³⁾。

しかし、近年、ハラール認証の取得方法に新たなパターンが加わるようになった。イスラーム圏への輸出や、国内のムスリム観光客をターゲットに販売拡大を図る中小企業がハラール認証取得に関心を示すと同時に、日本国内でハラール認証機

ハラール認証ビジネス拡大の現状と課題（竹下）



図1 海外で取得するハラール認証

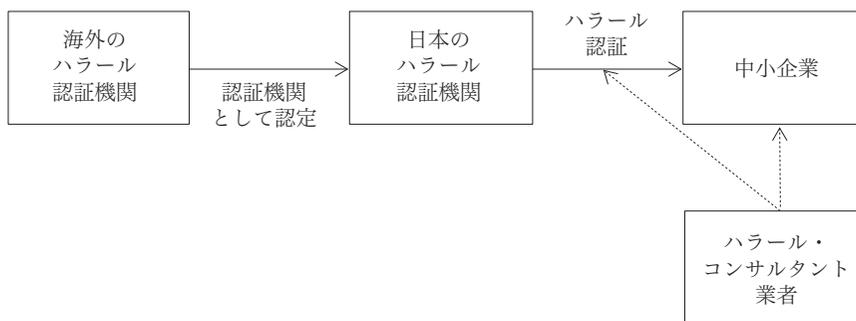


図2 輸出向けハラール認証

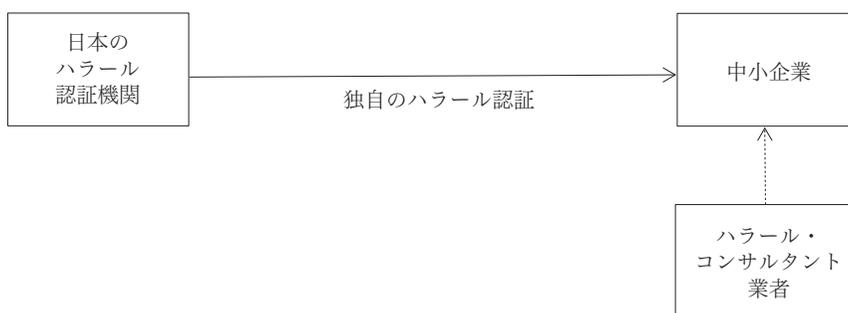


図3 国内向けハラール認証

関が設立されるようになったのである。

(2) 輸出向けハラール認証

「輸出向けハラール認証」の取得方法を図2に示す。商品を海外のムスリム向けに輸出するために、マレーシアのJAKIM、インドネシアのMUI、シンガポールのMUISによって日本のハラール認証機関として認定されている団体からハラール認証を取得する地方の中小企業が増加している。日本において、上記3機関から日本のハラール認証機関として認定され、独自のハラールマークを発行している宗教法人やNPO法人は、屠畜のみを除いて、2014年3月現在、3団体⁴⁾である（アクター 2014:75；ジェットロ 2014）。これらの団体

がハラール認定をした商品は、みそ、しょうゆ、調味料、お茶、焼き海苔、菓子類など多岐にわたっている。

2014年2月現在、JAKIMは日本を含めて33か国・地域の72機関⁵⁾をハラール認証機関として認定している（2014年8月26日付日経産業新聞）。そのひとつであるNPO法人日本ハラール協会（大阪市）が認証に携わった企業は、2012年は4社だったが、2013年6月現在では、年末までに17社に増える見込みだという。月に60社前後の相談が舞い込んでくるが、最終的に認証を取得できるのは相談件数の5%前後である（2013年6月24日付日本経済新聞朝刊）。



図4 海外のハラール認証機関のハラールマーク
出所) アクター、サイド、2014、「日本のハラール
認証と世界各国のハラール認証」『食品と開発』
49(1), p. 75.



図5 日本のハラール認証機関のハラールマーク
出所) 日本アジアハラール協会ホームページ
(<http://nipponasiahalal.org>), 最終アクセス2014
年8月17日。

図1「海外で取得するハラール認証」のように、海外でハラール認証を受けた商品には、各ハラール認証機関からハラールマークが付与されるが(図4)、図2「輸出向けハラール認証」のように、海外のハラール認証機関によって認定された日本の認証機関から認証を受けた場合には、海外のハラール認証機関のマークではなく、日本の認証機関のマークとなる(図5)。

海外のバイヤーや消費者にとっては、図4のように、自国のハラール認証を受けた証であるハラールマークがついた商品への信頼性がもっとも高い。図5のように、たとえばJAKIMから認定された日本のハラール認証機関からハラール認証を取得した商品にはJAKIMのマークがつくわけではないので、取得しても信頼性が多少増加する程度であるという指摘や(武井・森下 2013:67)、取得するメリットは高くないという指摘がある(並河 2013:64)。現時点でハラール認証は、各国のハラール規格および審査方法などが統一されおらず、各認証機関が独自の基準を設けているため、ある国でハラール認証を受けた食品等が他の国でハラールとして認められなかった事例もあ

る(食品産業センター 2009:5)。また、ハラール認証を取得すれば、その企業に海外のイスラーム市場の門戸が開かれるわけではない。認証取得後も市場を切り開くために現地代理店探しなどの努力が必要になる(2012年7月19日付佐賀新聞)。

ハラール認証やハラール食品に関心を示す企業の増加にともない、ハラール・コンサルタント業者も増加し、今や乱立状態である。業者によって業務内容は多少異なるが、企業のハラール対応を支援するため、ハラール講座を開催したり、ハラール認証取得のための相談業務を行ったりしている。また、その企業に適したハラール認証を行うハラール認証機関を紹介するなど企業とハラール認証機関の仲介をする業者もある。

(3) 国内向けハラール認証

図3「国内向けハラール認証」が示すように、イスラーム団体やNPOなどが独自の基準を用いて、ハラール認証を行うケースも増加している。主として、日本国内で生産して日本国内で消費することを前提とした商品を対象にしている。図3の認証機関のなかには、マレーシアのJAKIMなどから日本のハラール認証機関として認定されることを目指している団体もある。

認証方法などは機関によって異なるが、ハラール認証、ローカル・ハラール認証、ムスリム・フレンドリー認定などを行っている。ローカル・ハラール認証とムスリム・フレンドリー認定は、ほぼ同義であり、厳格な基準を満たしてはいないが、非ムスリム国の日本の現状に合わせて、日本(ローカル)でできる範囲内でハラールに対応していることを示している。認証機関の中には、宗教的な基盤がはっきりしないコンサルタントに近い団体、個人で認証している団体、営利が全面に出ている団体もあり、厳密にはハラールでない料理を「ムスリム・フレンドリー」として提供することを厳格なムスリムがどのように評価するか大いに懸念されるとして、日本国内の一部にみられる日本化したハラールへの対応に警鐘を鳴らす論文や(並河 2014a; 2014b)、過度なハラール認証制度への依存が、安易にハラール認証を獲得しようとする動きにつながっていると指摘する論文

（安田 2014）も出はじめている。

3. イスラーム圏へのハラール牛肉の輸出

ハラールビジネスの展開に農林水産省が後押ししている。2013年8月に公表された「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」の「牛肉の輸出戦略」では、2020年の輸出額目標を現在の5倍の250億円と定め、新興市場の1つとしてUAEを、有望市場としてインドネシア、マレーシア、サウジアラビアといったイスラーム圏他をあげている。それにとまなう輸出環境整備として、ハラール認証を取得しようとする取り組みに対し、きめ細やかな支援を行うことが明記されている（農林水産省 2013）。また、「平成26年度農林水産予算概算」では、「日本食・食文化の魅力発信と輸出の促進」事業の一環の「輸出対応型施設の整備」として、イスラーム圏向けのハラール対応型食肉処理施設などの整備の支援に30億円の予算がはじめて組み込まれた。事業実施主体⁶へは事業費の2分の1以内が補助される（農林水産省 2014a）。

さらに農林水産省と厚生労働省では、大阪府羽曳野市と埼玉県本庄市の2施設をUAE向けに牛肉輸出を行えるとしてホームページで紹介している（厚生労働省 2014；農林水産省 2014b）。UAE向けハラール屠畜証明書発行機関の監督の下でUAE向けに輸出されるハラール牛肉を生産できる屠畜施設としてUAE政府に登録されているのである。UAE向けハラール屠畜証明書発行機関とは、東京の宗教法人2団体である。その1つである宗教法人日本イスラーム文化センターは、WHC（World Halal Council：世界ハラール審議会）に加盟しており、WHCが定めた規格と審査方法に則ってハラール認証を行う団体として認定されている（日本イスラーム文化センター 2014）。

また、熊本県球磨郡の食肉処理施設がインドネシアの認証機関から2012年にハラール認証を取得し、日本とインドネシア両国政府の手続きを経て、国産牛肉がインドネシアに2014年中に輸出できるようになる見通しである（2014年2月2日付日本経済新聞朝刊）。

4. 東海地方におけるハラールビジネスの動向

ハラール認証機関やハラール・コンサルタント業者は関東地方に多く見られる。特に成田空港や東京ディズニーランドがある千葉県では、2013年9月、県議会で東南アジアからの観光客誘致を進めるため、ハラール対応を推進する意見書を可決した。このことが影響して、千葉県では他県よりもハラールに関心を示すホテルや食品会社が多い。

関東地方に次いで多くのムスリム人口を擁する東海地方では、各団体や企業によるハラール対応に向けての個別の動きがみられる。

岐阜県では、2014年6月に「岐阜県ハラールプロジェクトチーム」を設置し、マレーシアやインドネシアなどのイスラーム圏からの観光客誘致と、イスラーム圏への県産物・農産物の輸出を促進する取り組みを官民協働で進めている。岐阜県が2014年7月～8月に、県内の輸出と観光関連の業者を対象に実施した「イスラーム市場への取り組み、関心度のアンケート調査」によれば、企業の側から県に、ハラールに関するセミナーや講習会の開催を求める声がある一方で、「ハラールという言葉が一人歩きしている」「認証そのものがビジネスになっているのではないか」「ハラール認証は宗教が絡むため、それを行政が推奨することに疑問がある」（岐阜県商工労働部地域産業課 2014）といった慎重な意見も出ている。

東海地方のムスリムの中で、早い段階からハラール認証に注目していたのは、バングラデシュ人を夫にもつ日本人女性である。彼女は名古屋市でハラール食品を販売するかたわら、2010年にNPOを設立し、その活動の一環としてハラール・コンサルタント業を行っている。2014年には、名古屋の大手ホテルで従業員を対象にしたハラール・セミナーに講師として招かれたり、自治体でハラール料理教室を開くなどハラールの普及に努めている。

さらに、このNPOは、東京にあるハラール・コンサルタント業者で、ハラール認証も行っている組織（株式会社）の名古屋支部として活動の場

を広げている。そのコンサルタント業者の社長（マレーシア人）によれば、「支部は新たにつくるのではなく、既存のイスラーム団体やNPOに支部として入ってもらおう。それによって全国的に統一性のあるハラール規格と審査方法をつくり、維持していくことができる」という⁷⁾。

在日ムスリムの間でハラール認証の統一基準を設けることを望む声があるが、いくつかの問題や障壁が存在する。

第一に、ハラール制度が教義そのものであることを失念して、また、何がハラールであるかを決めるのは神のみであるという大原則を無視して、規制法の制度と同様に考えることに問題がある（並河 2014a: 20）。

第二に、ムスリムが一枚岩でないことである。エスニシティ・階層・宗派の違いといった理由だけでなく、東海地方にあるAモスクの関係者が指摘する下記の理由がある⁸⁾。

近年、アラブからの潤沢な資金援助を目当てに、モスクやイスラーム団体を名乗るグループが出てきている。日本などの非イスラーム国での宗教活動に出資するスポンサーは多いが、当のスポンサーは、それが礼拝所としての実態を本当に有するのか、また要求される寄付金の額が妥当であるかを判断することは容易ではない。実態がないにもかかわらず既存のモスクと類似する名称の団体を立ち上げて寄付を取り付けていたという事例さえある。

このようにムスリムが協働することが困難な状況であるため、1つのイスラーム団体がハラール認証をはじめた場合、それに賛同し追従するという動き以上に、同様のハラール認証をはじめた団体が出現する可能性の方が大きく、覇権争いが激化するであろう。「ハラール認証は金になる」という声も聞かれるほど、ビジネスとしてのハラール認証への注目度は高い。

5. まとめ

日本国内で流通しているハラール食品は、イス

ラーム諸国から輸入された商品であるため、今後、海外からのムスリム観光客や、国内に10万人いるといわれるムスリムをターゲットとした日本製ハラール食品の市場の開拓と拡大が期待される。ただし、何にでもハラールマークがついていなければならないという風潮が強くなっていくことが懸念される。また、ハラール認証が過度にビジネス化されていくことも問題ではないだろうか。

日本において、イスラーム団体やNPOなどが個別の活動を展開して、独自の規格や審査方法でハラール認証を出している。これらのなかには、ハラールがもつ宗教的な意味から離れてしまい、本来あるべきハラール制度から逸脱しているケースもある。

日本におけるハラール認証について考察するさいに、それ自体を単独で検討するのではなく、在日ムスリムの将来像とともに包括的に検討していく必要がある。

注

- 1) 日本政府は、2013年7月1日から、短期滞在を目的とするマレーシア人でIC一般旅券を所持している者に限りビザを免除することとした（外務省 2013a）。インドネシア人に対しては、短期滞在数次ビザの有効期間は最大3年間だが、滞在期間を最長30日まで延長した（外務省 2013b）。また、日本政府は、15日以内の短期滞在目的でIC旅券を所持しているインドネシア人に対してビザ免除とすることを2014年6月17日に発表し（外務省 2014）、12月1日から実施している。
- 2) 14か国の重点市場のなかにマレーシアとインドネシアが含まれている。マレーシアに関しては従来からのムスリム家族層に加えて、新規にムスリム若年層を主要ターゲットとしている。インドネシアに関しては、従来のムスリム富裕層・アッパーミドル家族層に加えて、新規にムスリム系高学歴若年層を主要ターゲットにあげている（観光庁 2013a; 2013b）。
- 3) 食品だけでなく、物流業界でも日本通運が2014年2月にマレーシアのJAKIMから物流に関するハラール認証の申請を取得している（2014年2月6日付日刊工業新聞）。
- 4) 屠畜のみを含めると4団体である（ジェットロ

- 2014)。
- 5) JAKIM が認定しているハラール認証機関は、49 か国75機関であるとする文献（小池 2013:2）や、47か国57機関であるとする文献（ハラールマーケット・チャレンジ・プロジェクト 2014:125）もある。
 - 6) 事業実施主体とは、都道府県、市町村、農業者の組織する団体等であるが、都道府県への交付率は定額である。
 - 7) 2013年12月28日に東京都のハラールレストランで行ったインタビュー調査より。
 - 8) 2014年1月18日にAモスクで行ったインタビュー調査より。

参考文献

- アクター、サイド、2014、「日本のハラール認証と世界各国のハラール認証」『食品と開発』49(1):75-77。
- 外務省、2013a、「マレーシア国民に対するビザ免除」外務省ホームページ (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press6_000364.html)、最終アクセス2014年8月17日。
- 、2013b、「インドネシア国民に対する数次ビザの滞在期間の延長」外務省ホームページ (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press6_000362.html)、最終アクセス2014年8月17日。
- 、2014、「インドネシア、フィリピン、ベトナム、インド国民に対するビザ緩和」外務省ホームページ (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_000949.html)、最終アクセス2014年8月17日。
- 観光庁、2013a、「平成25年度マレーシア市場プロモーション方針・事業計画概要」観光庁ホームページ (<http://www.mlit.go.jp/common/000992674.pdf>)、最終アクセス2014年1月21日。
- 、2013b、「平成25年度インドネシア市場プロモーション方針・事業計画概要」観光庁ホームページ (<http://www.mlit.go.jp/common/000992675.pdf>)、最終アクセス2014年1月21日。
- 、2013c、「ジャパン・ムスリムツーリズム・セミナーを開催します！」観光庁ホームページ (<http://www.mlit.go.jp/kankocho/page03>)、最終アクセス2014年1月21日。
- 岐阜県商工労働部地域産業課、2014、「イスラム市場（輸出、観光客）ニューズ調査結果（中間報告）」2014年9月9日、岐阜県商工労働部提供資料。
- 小池純司、2013、「ハラール市場へのエントリー戦略：受け身的なハラール対応を超えたイスラム市場への本格参入の必要性」『NRI パブリックマネジメントレビュー』125:1-6。野村総合研究所ホームページ

- (<http://www.nri.com/~media/PDF/jp/opinion>)、最終アクセス2014年2月8日。
- 厚生労働省、2014、「対アラブ首長国連邦輸出牛肉取扱施設」厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/topics/haccp/other/yusyutu-shokuniku/taiarab.html>)、最終アクセス2014年8月18日。
- 佐久間朋宏、2014、「ハラール食品とビジネスの拡大」『食品工業』57(5):20-25。
- ジェトロ、2014、「ハラール証明の取得手続き」JETRO ホームページ (http://www.jetro.go.jp/world/qa/t_basic/04A-090901)、最終アクセス2014年8月26日。
- 食品産業センター、2009、「マレーシア Halal 制度の概要」『平成20年度農林水産省総合食料局補助事業東アジア産学官ネットワーク構築支援事業報告書』食品産業海外事業活動支援センターホームページ (<http://www.shokusan-shien.jp/sys/upload>)、最終アクセス2014年2月5日。
- 武井泉・森下翠恵、2013、「イスラム教徒対応ビジネス（ハラールのインバウンドビジネス）の動向」『国際金融』1255:63-67。
- 多和田裕司、2012、「イスラムと消費社会：現代マレーシアにおけるハラール認証」『人文研究 大阪市立大学大学院文学研究科紀要』63:69-85。
- 並河良一、2013、「ハラール制度の国際比較」『食品と開発』48(6):62-64。
- 、2014a、「ハラール制度に対する誤解、市場開発の難しさ」『食品と開発』56(4):14-20。
- 、2014b、「日本企業と採るべき対応」『食品と開発』56(5):14-20。
- 日本イスラム文化センター、2014、「ハラール認証」日本イスラム文化センターホームページ (<http://www.islam.or.jp/services/halalfood>)、最終アクセス2014年2月10日。
- 日本政府観光局、2013、「ムスリム・ツーリズムセミナー参加者募集」日本政府観光局ホームページ (<http://www.jnto.go.jp/jpn/news/info/news130501>)、最終アクセス2014年1月21日。
- 、2014、「統計発表」日本政府観光局ホームページ (http://www.jnto.go.jp/jpn/news/data_info_listing)、最終アクセス2014年1月21日。
- 農林水産省、2013、「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」農林水産省ホームページ (<http://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/kaigai/pdf>)、最終アクセス2014年1月21日。
- 、2014a、「平成26年度予算概算決定の概要」農林水産省ホームページ (<http://www.maff.go.jp/budget/2014/kettei.html>)、最終アクセス2014年1月

- 21日。
- , 2014b, 「UAE 向けに牛肉輸出を行える施設について」農林水産省ホームページ (<http://www.maff.go.jp/j/chikusan/shokuniku/lin/lyusyutu/sisetu/index.htm>), 最終アクセス2014年2月10日。
- ハッサン, アクマル・アブ, 2013, 「ハラールは全世界で通用する安全・安心の証」『JMA マネジメント』JMA マネジメント研究所, 2013年6月号:6-9。JMA (一般社団法人日本能率協会) ホームページ (http://www.jma.or.jp/activity/magazine/pdf/201306_06-09.pdf), 最終アクセス2014年2月8日。
- ハラールマーケット・チャレンジ・プロジェクト, 2014, 「200兆円のハラールマーケット入門」『激流』39(6):124-127。
- 安田慎, 2014, 「日本におけるムスリム観光客: 観光におけるハラール認証制度の受容をめぐる現状と課題」『中東研究』520:49-55。